

公共工事における出来高部分払方式の試行（105件）を通じた効果の検証及び考察（その2）

国土交通省国土技術政策総合研究所 ○渡邊 孝雄*

国土交通省国土技術政策総合研究所 尾関 信行*

国土交通省国土技術政策総合研究所 相沢 興*

By Takao WATANABE、Nobuyuki OZEKI、Koh AIZAWA

我が国の公共工事における出来高部分払方式について、平成13年から2件の工事で試行を開始し、その効果を検証した。国土交通省においては、平成14年度から統一的な試行実施要領を定め、試行を全国展開し、効果及び課題の把握等を行うことを目的として、アンケート調査によるフォローアップを実施している。本稿では、平成16年度末までに工期末を迎えた105件の試行工事についてフォローアップを行い、その結果から得られた効果・課題について報告する。

【キーワード】出来高部分払、建設契約、前払金、設計変更協議

1. はじめに

我が国の公共工事の工事代金の支払方法は、前払金と完成払の2回の支払が通例となっている。このような状況下で、工事代金の支払や設計変更協議に関する課題を踏まえ、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指す「出来高部分払方式(Progress Payment/プログレス・ペイメント)」の初めての試行を平成13年3月から、2件の工事で開始した¹⁾。(図-1、2)

この第一次試行工事の結果を踏まえて、平成14年8月には、統一的な試行実施要領を定め、全国に試行を展開し、平成13～15年度の発注工事113件で実施している。前回、平成15年度末までに工期末を迎えた85件の工事について、受発注者双方へのアンケート調査によるフォローアップを行った²⁾。

本稿では、平成16年度末までに工期末を迎えた20件を追加した105件の試行工事についてフォローアップを行い、その結果から得られた効果・課題について報告する。

2. 試行工事の概要

試行工事は、平成13～15年度発注の113件であり、平成15年度末までに工期末を迎えたのは85件、平成16年度に工期末を迎えたのは20件である。この105件の工

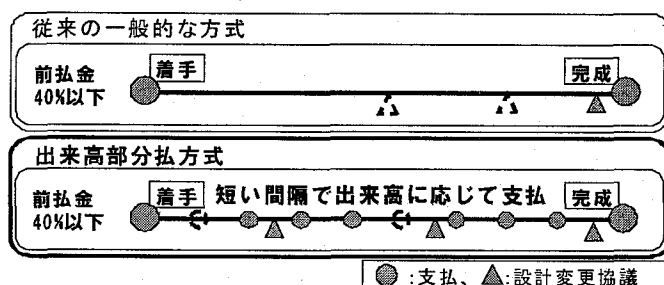


図-1 「出来高部分払方式」

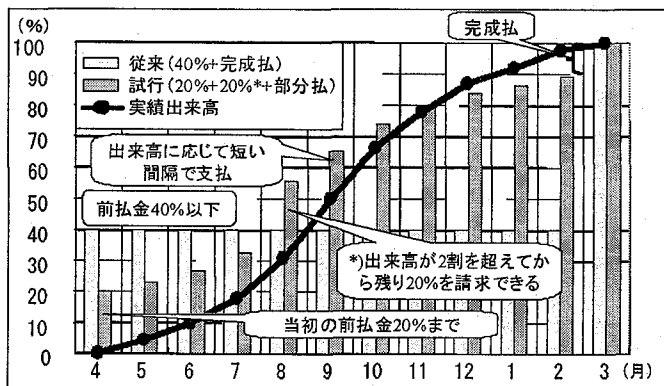


図-2 「出来高と支払の関係」

事の内訳をみると、工期については、9ヶ月超が54%(57件、+20件:H16年度追加件数(以下同じ))、契約金額については、3億円以上の工事が26%(27件、+13件)であり、工期が長くて大規模な工事が追加された。部分払の実施回数は、3回以上実施した工事が22%(23件、+6件)、2回実施した工事が39%(41件、+11件)、1回実施した工事が39%(41件、+3件)であり、部分払の実施回数を2回以上実施した工事は、61%(64件、+17件)となる。

3. アンケート調査結果から得られた主な効果

これまでの試行工事85件のフォローアップ²⁾を通じて、①より双務性の高い設計変更、②受発注者のコスト意識の向上、③請負者・下請業者への工事代金の速やかな流通による経済効果の早期発現、④受注者の財務状況の改善、⑤工事の品質の向上、⑥受発注者の技術力の向上といった部分払方式において期待される効果が概ね確認できている。

ここでは、部分払方式の主な効果である「受注者の財務状況の改善」、「工事の品質の向上」について以下に示す。

(1) 『受注者の財務状況の改善』

元請46%、下請30%が、本方式の実施により、借入金の削減、資金計画が立てやすくなるなどの財務状況の改善の効果があると回答している。(図-3)

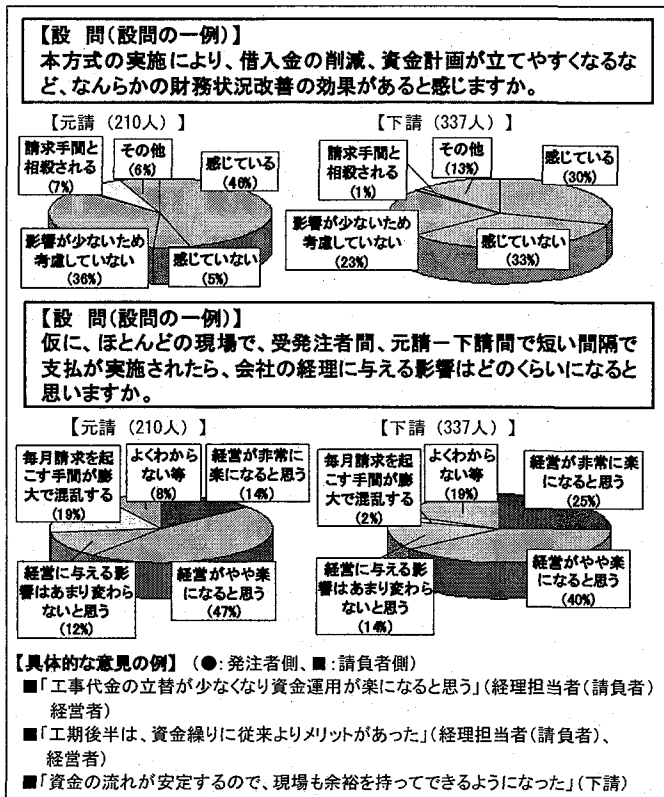


図-3 「受注者の財務状況の改善」

また、仮に、ほとんどの現場で短い間隔で支払が実施されれば会社の経営は楽になると思うと元請61%、下請65%が回答しており、本方式が広く普及することによる財務状況改善への期待感が高いことが考えられる。

具体的な意見を見ると、「資金の流れが安定するので、現場も余裕を持ててできるようになった」との意見もあり、資金調達が安定することで、良好な工事現場の確保にもつながることが考えられる。

したがって、財務状況の改善については、短い間隔での出来高に応じた部分払と現金又は短期手形での支払を行うことが重要である。

(2) 『工事の品質の向上』

発注者側56%、受注者側62%が、部分払をおこなう際の出来高確認、既済部分検査を実施することにより、目的物の品質、書類の程度など、工事の品質がより向上する傾向にあると回答しており、受発注者とも半数以上が効果を感じていると考えられる。(図-4)

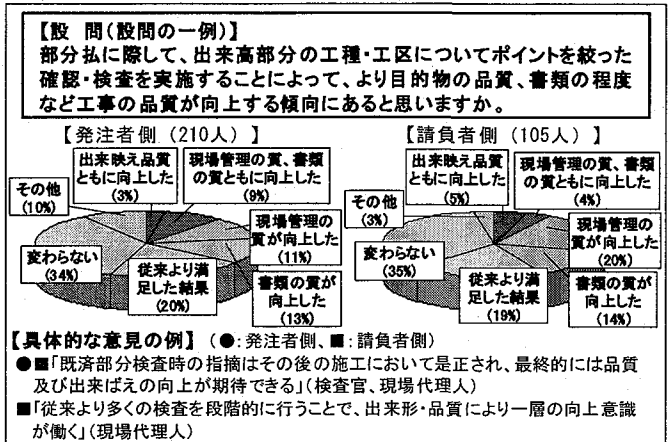


図-4 「工事の品質の向上」

具体的な意見を見ると「従来より多くの検査を段階的に行うことで、出来形・品質により一層の向上意識が働く」との意見があり、検査間隔や出来高確認の頻度を増やすことにより、現場に適度な緊張感が生まれ、品質確保のための意識の向上も期待できると考えられる。

本方式の主な効果を高めるためには、工期途中に、既済部分検査を適切に行っていくことが重要である。

4. アンケート調査結果から得られた課題

これまでの試行工事18件のフォローアップ³⁾を通じて、①試行工事の対象範囲、②部分払の頻度、③単価合意、④前払金、⑤部分払の対象範囲⑥設計変更協議⑦下請への支払指導⑧出来高報告及び確認の作業量⑨既済部分検査の作業量⑩支払事務の作業量などの課題が挙げられている。

ここでは、主な課題である「部分払の頻度」、「前払金」、「部分払の対象範囲」、「下請への支払指導」、「既済部分検査の作業量」について以下に示す。

(1) 『部分払の頻度』と『前払金』

部分払の頻度としては、発注者側51%、請負者側49%と工種・工区の区切りがよいとする回答が半数を占め、次いで、3ヶ月に1回とする回答が受発注者で約25%

%得られた。

具体的な意見を見ると、「出来高の算定が容易」「検査のやりやすさや検査資料・整理のまとめやすさ等による」との意見があり、部分払の実施は、実施工程表などから、工種・工区の区切りを把握し、計画的に実施することが必要と考えられる。

また、請負者45%が前払金は40%程度必要と回答し、請負者42%が前払金は30%程度以下と回答し、ほぼ同程度であった。(図-5、6)

今後、合理的な部分払の頻度や前払金の設定について、検討していく必要があると考えられる。

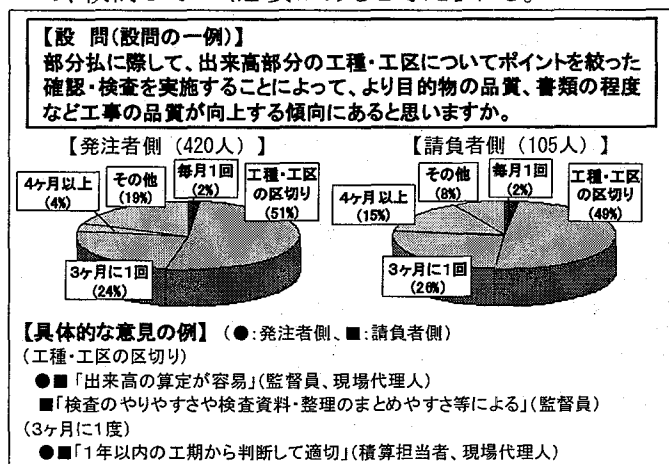


図-5 「部分払の頻度」

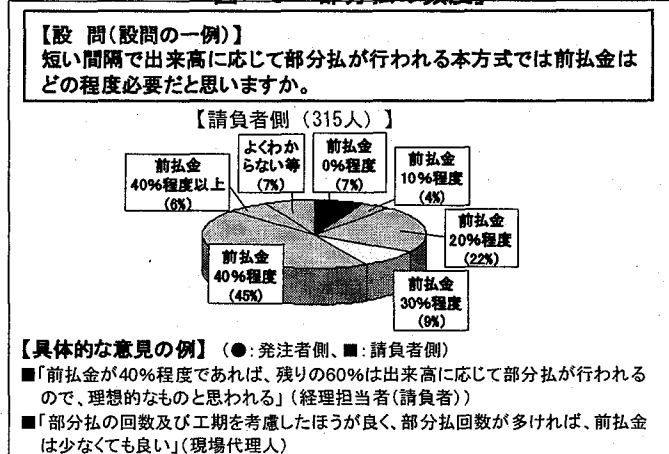


図-6 前払金

(2) 『部分払の対象範囲』

各試行工事での出来高の取扱いについて適宜判断した事例を見ると、「コンクリート工は、1週強度による推定にて確認した」、「仮設工は、直接工事費の出来高比率に応じて出来高の対象とした」などの出来高の取扱いについて様々な対応をしている。このため、実際の現場で、工期の途中で部分払を実施する際に、橋脚等の構造物の施工途中段階での計上や仮設工などの一式計上の工種、品質確認までに時間がかかる工種など、

出来高の取扱いの判断に悩む場合の参考資料を作成し、判断が円滑にできるように改善していくことが必要と考えられる。

さらには、予め支払対象とする出来高(出来形)を設定(目標値)しておき、その出来高を超えたと判断した段階で目標値分の出来高を支払う方式(マイルストーン方式)の採用など、出来高の確認・算定が容易な方法を検討・採用していくことも有効な改善策と考えられる。

(3) 『下請への支払指導』

下請への支払形態について、従前から全額現金または短期手形で支払っている者以外(元請46%、下請32%)を対象に下請への支払形態の変化を整理すると、「毎月現金で支払うようになった」、「手形の期間を短くした」、「現金の割合を高くした」との回答が、元請34%、下請15%得られた。(図-7)

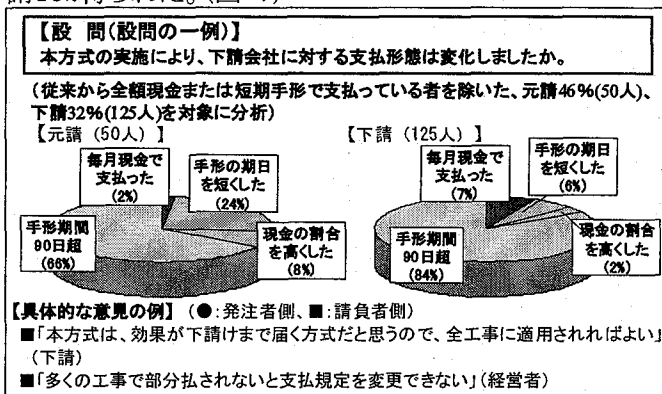


図-7 「下請への支払指導」

試行実施要領には、「一次下請業者に対する工事代金の支払いは速やかに現金又は90日以内の手形で支払うよう指導する」と規定されているものの、実施要領どおり試行されていないケースが元請66%、下請84%と多い。このため、「あらゆる下請を含めた工事代金の速やかな流通」という効果が、必ずしも十分発揮されていないと考えられる。

具体的な意見を見ると、「多くの工事で部分払されない支払規定を変更できない」との意見があり、本方式が広く実施されないと請負会社の支払事務等の煩雑さから、支払規定を変更しにくいと考えられる。

部分払の本格運用に際しては、受発注者双方への本方式の主旨の一層の周知徹底を行う必要があると考えられる。

(4) 『既済部分検査の作業量』

部分払回数に応じた検査回数の増加や受検準備作業の増加など、既済部分検査を実施する段階での「作

業量が増加した」と感じる受発注者が半数以上と多いため、検査項目、頻度にメリハリを付けた検査の効率化策を検討する必要があり、具体的な検査の方法・内容を位置付けた「出来高部分払方式適用工事既済部分検査技術基準(案)」を新たに策定し、平成16年4月1日から適用を開始した。(図-8)

試行工事105件全体で見ると、発注者側54%、請負者側56%が、既済部分検査を実施する段階での「作業量が増加した」と回答しているが、本基準の適用前後で比較すると、適用前では、発注者側52%、請負者側59%が、適用後では、発注者側52%、請負者側43%が、「作業量が増加した」と回答しており、請負者側では、適用後の方が少ない。また、発注者側の適用後では、「大幅に増加した」との意見が無くなり、新基準の検査作業量に対する負担増加感が少ないと考えられる。

具体的な意見を見ると、「回を重ねるにしたがって、短い時間で効率よく既済検査ができた」との意見があり、検査経験を積むことにより、要点等がわかり、検査が効率化されることが考えられる。

5. おわりに

本稿は、平成13～15年度発注の試行工事113件のうち、平成16年度末までに工期末を迎えた105件の工事のフォローアップ結果から得られた効果・課題についての検証及び考察であり、部分払方式における期待される効果について、概ね確認できたと考えている。

今後、本格導入に向けて、部分払の頻度、時期等の運用を検討するとともに、出来高の対象・取扱を明確にし、効率化が図れる様な参考資料の作成が必要であると考えている。また、本方式の正しい理解の促進・普及をより一層図っていく必要があると考えている。

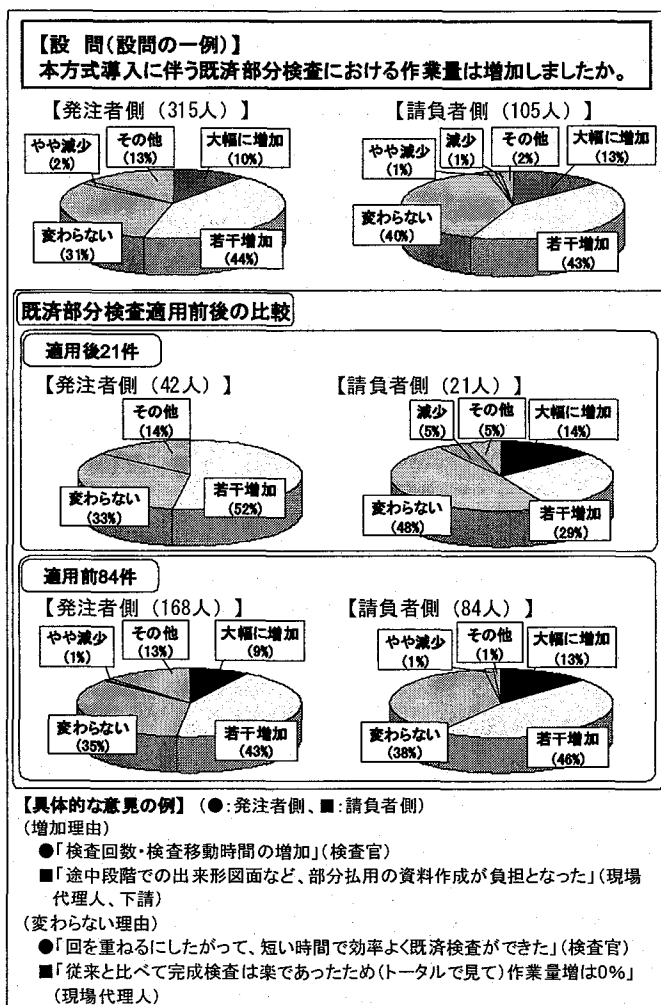


図-8 既済部分検査の作業量

【参考文献】

- 1) 定期一設計変更協議・部分払方式実施研究会: 出来高部分払方式検討報告書、2002
- 2) 公共工事における出来高部分払方式の試行(85件)を通じた効果の検証及び考察: 第22回建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会講演集、2004
- 3) これまでの試行状況から見た出来高部分払方式の実施上の課題・改善策に関する考察: 第21回建設マネジメント問題に関する研究発表・討論会講演集、2003

Verification and Consideration of an effect of Progress Payment for Public Construction Works in JAPAN through Trial Application to 105 Projects

By Tako WATANABE ,Nobuyuki OZEKI,Koh AIZAWA

In 2001, a progress payment system for public works was adopted for two projects as a trial basis in Japan and its effectiveness compared with the traditional system were examined and verified. In 2002, a standard implementation program for the new payment system was produced by the Ministry of Land, Infrastructure and Transportation, and therefore many trial projects for the new payment system were commenced all over Japan, and the follow-up question were surveyed for the purpose of grasping the effectiveness and the question.

In this report, we present the results of the effectiveness and the question of adopting new payment system, based on the follow-up questionnaire survey for above 105 trial projects were completed by 2004 fiscal year.